

◆物品契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（少額随意契約を除く）令和5年度第3四半期分

整理番号	案件名称	物品種目	契約の相手方	契約金額（税込）	契約日	根拠法令	随意契約理由 （随意契約理由番号）
1	ボイラー用肉盛り水管パネル（舞洲工場）買入	産業用機器	日立造船(株)	18,876,000	令和5年11月2日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
2	アンモニア水噴霧ノズル用部品#1ほか3点（八尾工場）買入	産業用機器	三菱重工環境・化学エンジニアリング（株）	1,320,000	令和5年11月2日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
3	ハンマーピン1ほか18点（舞洲工場）買入	産業用機器	日立造船(株)	31,400,204	令和5年11月8日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
4	湿式有害ガス除去装置用部品1ほか5点（平野工場）買入	産業用機器	JFEエンジニアリング（株）	7,091,700	令和5年11月10日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
5	ボイラー用過熱器管（平野工場）買入	産業用機器	JFEエンジニアリング（株）	66,924,000	令和5年11月21日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
6	特殊レジュースーほか3点（平野工場）買入	産業用機器	倉敷紡績(株)	2,442,000	令和5年11月22日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
7	湿式有害ガス除去装置用ポンプ部品1ほか36点（平野工場）買入	産業用機器	倉敷紡績(株)	8,470,000	令和5年11月22日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
8	ろ過式集じん器用ろ布（平野工場）買入	産業用機器	JFEエンジニアリング（株）	68,274,800	令和5年12月8日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
9	ボイラー用過熱管（西淀工場）買入	産業用機器	（株）タクマ	10,474,200	令和5年12月22日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
10	コンベヤ用エプロン1ほか3点（舞洲工場）買入	産業用機器	日立造船(株)	25,730,760	令和5年12月25日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30

随意契約理由書

1 案件名称

ボイラー用肉盛り水管パネル（舞洲工場）買入

2 契約の相手方

日立造船株式会社

3 随意契約理由

(1) 製品指定理由

今回購入するボイラー用肉盛り水管パネルは、日立造船株式会社設計・施工による舞洲工場ボイラー設備の主要部品であり、独自の技術により製作されたものである。

従って、本部品の詳細寸法及び関連機構・ボイラー設計条件との関係上、他社においては製作不可能であるため、日立造船株式会社の製品を指定するものである。

(2) 業者選定理由

本部品は日立造船株式会社が直接販売を行っており、他社では取り扱いができないため、日立造船株式会社と特名随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 舞洲工場

(電話番号 06-6463-4153)

随意契約理由書

1 案件名称

アンモニア水噴霧ノズル用部品 # 1 ほか 3 点 (八尾工場) 買入

2 契約の相手方

三菱重工環境・化学エンジニアリング (株)

3 随意契約理由

(1) 製品指定理由

今回買入するアンモニア水噴霧ノズル用部品 # 1 ほか 3 点は、三菱重工業・化学エンジニアリング (株) が設計施工した八尾工場の有害ガス処理設備の一部構成部品であり、本製品の詳細寸法や機械設備条件との関係上、他社においては本製品の製作は不可能である。

したがって、三菱重工環境・化学エンジニアリング (株) 製の製品を指定する。

(2) 業者選定理由

本部品は三菱重工環境・化学エンジニアリング (株) が直接販売を行っており、他社では取り扱いができないため、三菱重工環境・化学エンジニアリング (株) と特名随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 八尾工場

(電話番号 072-923-4226)

随意契約理由書

1 案件名称

ハンマーピン1ほか18点(舞洲工場)買入

2 契約の相手方

日立造船(株)

3 随意契約理由

(1) 製品指定理由

今回購入するハンマーピン1ほか18点は、日立造船(株)施工による舞洲工場破碎施設における可燃設備の一構成部品であって、本製品の詳細寸法、仕様、材質及び関連機構との関係は、非公開のため他社では知りえず、使用部品の調達が可能である。よって、日立造船(株)製品とする。

(2) 業者選定理由

本部品は日立造船(株)が直接販売を行っており、他社では取り扱いが出来ないため、日立造船(株)と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 舞洲工場

(電話番号 06-6463-4153)

随意契約理由書

1 案件名称

湿式有害ガス除去装置用部品 1 ほか 5 点 (平野工場) 買入

2 契約の相手方

J F E エンジニアリング (株)

3 随意契約理由

(1) 製品指定理由

今回買入予定の湿式有害ガス除去装置用部品 1 ほか 5 点は、排ガス洗浄を目的として、J F E エンジニアリング (株) により開発・設計された湿式有害ガス除去装置の主要構成部品である。

本製品の形状寸法などの詳細な仕様は非公開であるため、他社では製作が不可能である。また、本製品の取り扱いには J F E エンジニアリング (株) のみが行っているため、J F E エンジニアリング (株) 製の製品に指定するものである。

(2) 業者選定理由

本製品は、J F E エンジニアリング (株) のみが直接販売を行っており、他社では取り扱いが出来ないため、J F E エンジニアリング (株) と特名随意契約するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 平野工場

(電話番号 0 6 - 6 7 0 7 - 3 7 5 3)

随意契約理由書

1 案件名称

ボイラー用過熱器管（平野工場）買入

2 契約の相手方

J F Eエンジニアリング株式会社

3 随意契約理由

（1）製品指定理由

今回購入するボイラー用過熱器管は、J F Eエンジニアリング株式会社製の平野工場ボイラー設備に使用するものであり、当該会社独自の技術により製作されたものである。

従って、本製品の詳細寸法及び関連機構・ボイラー設備条件との関係上、他社においては製作不可能である為、J F Eエンジニアリング株式会社の製品を指定するものである。

（2）業者選定理由

本製品はJ F Eエンジニアリング株式会社が直接販売を行っており、他社では取り扱いができないため、J F Eエンジニアリング株式会社と特名随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 平野工場

（電話番号06-6707-3753）

随意契約理由書

1 案件名称

特殊レジューサーほか3点（平野工場）買入

2 契約の相手方

倉敷紡績（株）

3 随意契約理由

（1）製品指定理由

今回買入予定の特殊レジューサーほか3点は、排ガス洗浄を目的として、倉敷紡績（株）により開発・設計された湿式有害ガス除去装置の主要構成部品である。

本製品の形状寸法などの詳細な仕様は非公開であるため、他社では製作が不可能である。また、本製品の取り扱いには倉敷紡績（株）のみが行っているため、倉敷紡績（株）製の製品に指定するものである。

（2）業者選定理由

本製品は、倉敷紡績（株）のみが直接販売を行っており、他社では取り扱いが出来ないため、倉敷紡績（株）と特名随意契約するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 平野工場

（電話番号06-6707-3753）

随意契約理由書

1 案件名称

湿式有害ガス除去装置用ポンプ部品 1 ほか 3 6 点（平野工場）買入

2 契約の相手方

倉敷紡績（株）

3 随意契約理由

（1）製品指定理由

今回買入予定の湿式有害ガス除去装置用ポンプ部品 1 ほか 3 6 点は、排ガス洗浄を目的として、倉敷紡績（株）と本多機工（株）により開発・設計された湿式有害ガス除去装置用ポンプの主要構成部品である。

本製品の形状寸法などの詳細な仕様は非公開であるため、他社では製作が不可能である。また、本製品の取り扱いには倉敷紡績（株）のみが行っているため、倉敷紡績（株）製の製品に指定するものである。

（2）業者選定理由

本製品は、倉敷紡績（株）のみが直接販売を行っており、他社では取り扱いが出来ないため、倉敷紡績（株）と特名随意契約するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 平野工場

（電話番号 0 6 - 6 7 0 7 - 3 7 5 3）

随意契約理由書

1 案件名称

ろ過式集じん器用ろ布（平野工場）買入

2 契約の相手方

J F Eエンジニアリング株式会社

3 随意契約理由

（1）製品指定理由

今回購入するろ過式集じん器用ろ布は、平野工場排ガス処理設備の飛灰を捕集するための主要部品であり、J F Eエンジニアリング株式会社とニッコーエンジニアリング株式会社により設計された特殊品である。従って本部品は、形状寸法及び性能保証の関係から他社製品を使用することは不可能である。

（2）業者選定理由

本部品はJ F Eエンジニアリング株式会社のみが直接販売を行っており、他社では取り扱いが出来ないため、J F Eエンジニアリング株式会社と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 平野工場

（電話番号 06-6707-3753）

随意契約理由書

1 案件名称

ボイラー用過熱管（西淀工場）買入

2 契約の相手方

（株）タクマ

3 随意契約理由

1) 製品指定理由

今回買入するボイラー用過熱管は、（株）タクマにおいて独自の技術により設計・施工された焼却設備の一構成部品である。従って本部品の詳細寸法及び関連機構との関係は、当該会社のみが知っており、他社においては製作不可能であるため（株）タクマ製の製品を指定する。

2) 業者選定理由

本部品は、（株）タクマのみが直接販売を行っており他社では取り扱いができない。よって（株）タクマと特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 西淀工場
(電話番号06-6472-3000)

随意契約理由書

1 案件名称

コンベヤ用エプロン1ほか3点（舞洲工場）買入

2 契約の相手方

日立造船(株)

3 随意契約理由

(1) 製品指定理由

今回購入するコンベヤ用エプロン及びチェーンは、日立造船(株)施工による舞洲工場破碎施設における可燃・不燃設備の一構成部品であって、本製品の詳細寸法、仕様、材質及び関連機構との関係は、非公開のため他社では知りえず、使用部品の調達が可能である。よって、日立造船(株)製品とする。

(2) 業者選定理由

本部品は日立造船(株)が直接販売を行っており、他社では取り扱いが出来ないため、日立造船(株)と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 舞洲工場

(電話番号 06-6463-4153)